

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者の業務実施状況の評価に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者による委託業務の実施状況について、客観的な評価を行うため、以下の各号について定めるものとする。

(1) 吹田市立留守家庭児童育成室（以下、「育成室」という。）の運営業務を委託している事業者に対し、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会（以下、「委員会」という。）において、その実施状況の評価を行う際の項目及び規準。

(2) 育成室運営業務委託事業者が契約期間満了後、引き続き委託契約を希望する際に、吹田市随意契約ガイドラインに規定する地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の可否の判定（以下、「委託事業者の判定」という。）を行う場合の評価方法及び判定基準。

(評価項目)

第2条 評価項目については、別表1のとおりとする。

2 前項の評価項目のうち、項目1について、最も重要な項目とする。

3 項目8については、対象となる児童が当該育成室に在室していない場合は、除くものとする。

(評価規準)

第3条 評価規準については、別表2のとおりとする。

(評価方法)

第4条 委員会の委員は、育成室運営業務委託事業者が契約期間満了後も、引き続き委託契約を希望する場合において、その事業者による委託業務の実施状況の評価を行う際は、様式1を用いて、別表1の各項目について、別表2の規準に基づき行うものとする。

2 前項の規定の他、別表1に挙げる項目以外に意見すべきことがある場合は、様式1に定める「評価項目以外の評価事項」を用いるものとする。

(判定基準)

第5条 委員会の委員が、前条により評価を行った結果、評価点の合計が18点を上回る場合は、その委員は受託事業者の判定を可としたものとし、17点を下回る場合は、否としたものとする。

2 前条による評価を行った際、第2条第3項を適用した場合は、前項中18点とあるのは16点に、17点を15点に読み替えるものとする。

3 委員会は、同条第1項もしくは第2項による各委員の判定結果を集計し、その過半数により委託事業者の判定を行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、判定結果を可としないものとする。

- (1) 別表1の項目1において、委員の過半数から1以下の評価点を受けている場合。
- (2) 別表1の項目2から項目9において、1以上の項目で委員の過半数から0の評価点を受けている場合。

2 前項の規定に関わらず、様式1に定める「評価項目以外の評価事項」において、委託事業者の判定に影響を及ぼす記述がある場合は、委員会の協議により判定を行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者の業務実施状況の評価に必要な事項は、地域教育部長が定める。

附 則

この要領は、平成29年7月31日から施行する。

(別表1)

【重点項目】	
1 児童との関わりについて	<ul style="list-style-type: none">・指導員は児童と積極的に関わり、児童との関係づくりに努めているか。・指導員は児童との信頼関係構築のために、常に児童と真摯に向き合い、状況に合わせた対応を取ることができているか。
2 保育内容について	<ul style="list-style-type: none">・児童の健康状態を常に把握し、異常がないかどうか確認をしているか。・ドッジボールや鬼ごっこ等の集団遊びを行う等、自主性や社会性を培うような取り組みを行っているか。
3 運営体制について	<ul style="list-style-type: none">・仕様書に基づく指導員配置がなされているか。・主任指導員は、児童の健全育成に関して、十分な知識・経験を有しているか。
4 育成室環境について	<ul style="list-style-type: none">・荷物の置き過ぎ等に注意し、児童が生活をする空間が確保されているか。・育成室の清掃をこまめに行い、育成室の衛生環境に配慮がなされているか。
5 おやつ提供について	<ul style="list-style-type: none">・児童の健康を考慮し、栄養のバランス等に十分配慮がなされているか。・アレルギーを有する児童に対しては、保護者と綿密な打ち合わせを行ない、アレルギーの一覧表を作る等、誤食が起こらないような取り組みがなされているか。
6 学習活動について	<ul style="list-style-type: none">・宿題等の学習の取り組みの際は、取り組みのためのスペースの確保がなされており、学習を促すようなものとなっているか。
7 保護者・学校との連携について	<ul style="list-style-type: none">・保護者の意見を聞き、保育内容に取り入れるような取り組みがなされているか。・学校行事や時間割等の把握を行い、児童が学校から育成室への移行する際に、混乱が起こらないような配慮がなされているか。・学校教職員と日常の様子等の情報交換がなされているか。
8 配慮を要する児童（障がいを有する児童）の保育について	<ul style="list-style-type: none">・対象となる児童の症例や発達段階に応じた適切な人員配置がなされているか。・対象となる児童の気持ちに寄り沿った保育が行われているか。
9 法人の経営状況について	<ul style="list-style-type: none">・継続的に育成室の運営業務の委託を受けることができる経営がなされているか。・指導員の人件費に対して、適切な委託料の割り当てを行い、指導員が継続して勤務することの配慮がなされているか。

(別表2)

評価項目 1 から 8 について
3 点…仕様書に沿って運営が進められており、その内容は、児童の健全育成に対して、十分に効果が期待できる。
2 点…仕様書に沿って運営が進められており、その内容は、児童の健全育成に対して、効果は期待できる。
1 点…仕様書に沿った室運営ではあるが、その内容は児童の健全育成に対して、効果は期待できない。
0 点…仕様書から逸脱して運営が行われており、その内容は児童の健全育成に対して、むしろマイナスである。
評価項目 9 について
3 点…法人の経営内容は健全であり、指導員の処遇に対する配慮もなされている。
2 点…法人の経営内容、もしくは指導員の処遇のどちらかに多少の問題が認められるが、大きな問題ではない。
1 点…法人の経営内容、もしくは指導員の処遇のどちらかに、改善を求めるような問題がある。
0 点…法人の経営内容、指導員の処遇のどちらにも改善を求めるような問題がある。

(様式1)

評価シート

[評価者：]

NO	項目	評価点
【重点項目】 1	児童との関わりについて	
2	保育内容について	
3	運営体制について	
4	育成室環境について	
5	おやつの提供について	
6	学習活動について	
7	保護者・学校との連携について	
8	配慮を要する児童（障がいをもつ児童）の保育について	
9	法人の経営状況について	

評価項目以外の評価事項

その他特記事項